

令和2年度 第12回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和3年2月16日(火)

開会 午前9時

閉会 午前10時34分

② 場 所 春日市奴国の丘歴史資料館研修室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	神 田 芳 樹
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	三 丸 瑞 恵
地域教育課主幹	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
文化財課主査	井 上 義 也

教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主査	佐 藤 嘉 晃

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和2年度第12回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。魚屋委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第23号議案 春日市指定文化財の指定について

○扇教育長

第23号議案、春日市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○高田文化財課長

第23号議案春日市指定文化財の指定について説明します。2ページをお開きください。

提案理由です。市が保管する市内出土有形文化財のうち、3ページに示します指定名称に記載の文化財について、春日市文化財保護条例第4条第3項の規定により、市にとって重要であると春日市文化財専門委員の答申がなされました。このため、同条例第4条第1項の規定に基づきまして、春日市有形文化財の指定を行うものです。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、これから市指定候補物件について、調査保存担当の井上主査が、実物を御覧いただきながら説明をさせていただきます。

まずは、こちらに展示しております銅剣、青銅製把頭飾についての説明を行いまして、その後甕棺の上下につきましては、申し訳ございませんが、こちらの会場まで運ぶことが困難でございましたので、現在保管しております2階収蔵庫に委員の皆様には御足労をおかけしますが、御案内いたしまして、こちらにも実物を御覧いただきながら説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○井上文化財課主査

おはようございます。文化財課の井上と申します。

まずは、実物を説明する前に、遺跡の概要などの話をさせていただいて、その後に実物の話をさせていただこうと思います。それでは説明をさせていただきます。

本日配付しております別添の文化財指定申請物件の概要を御覧ください。カラー刷りが一部入っております。こちらに沿って説明させていただきます。

今回の指定に関しましては、令和2年10月2日の文化財専門委員の考古部会で協議いたしました。その後、12月18日の文化財専門委員の全体会で改めて意見を伺いまして、妥当であるとの意見をいただきました。そこで、本教育委員会にお諮りするものでございます。

今回、先ほど言いましたように、提案させていただく遺物に関しましては、銅剣と青銅製把頭飾、甕棺でございます。物に関しましては、7ページを御覧ください。

7ページの図5と図6の間の左側の真ん中やや下に、黄色と赤で模式図を書いております。この上部が銅剣になりまして、銅剣の下に柄、握る部分とその下に飾りとして把頭飾というものがございます。今回諮らせていただきますのは、こちらの青銅器を中心とするものです。なお、柄に関してはおそらく朱を塗ったような木製だと考えられております。今回は腐って出ておりません。

それでは、遺跡の概要について説明させていただきます。4ページを御覧ください。

地図の左上の方に、春日北小学校がございしますが、春日北小学校のやや下に20次調査地点がございします。ちょうど奴国の丘歴史資料館から350メートルほど北西に行ったところになりますが、こちらで出ました。

5ページを御覧ください。こちらにつきまして、調査をいたしましたところ、右下にあります第8トレンチで、甕棺墓を検出しました。こちらの甕棺墓の墓穴が非常に大きなものでございましたので、翌年になりますが、平成27年度に改めてどういった副葬品を持つかを確認いたしました。その結果、今回提案させていただいております青銅器が出ております。

6ページを御覧ください。まず、図4ですが、こういった形で大きな穴が出ております。甕棺を埋めるための穴が約5メートルほどございまして、通常の甕棺では考えられないような墓穴の中に納められておりました。通常こういったものを検出すると、住居跡と考えられるような大きさでした。甕棺の中を発掘調査したところ、青銅器などが出土しております。

今回、この青銅器を分析したところ、青銅器は長さなどによって型式が決められるのですが、まず銅剣についてはこういったタイプの銅剣は、今まで福岡平野内では出土していません。あるいは、青銅製の把頭飾についても今まで福岡平野では出ていなかった。こういったことから、大変貴重なものだという意見を文化財専門委員からいただいております。

併せて、甕棺につきましても、この青銅器の時期を知る上で大変貴重な資料になります。そういったことから、青銅器と併せて今回市指定にしてはどうかというふうに、文化財専門委員の御意見をいただいておりますので、今回甕棺についても提案させていただいております。

それでは実際に遺物を御説明いたします。

こちらが約40センチほどの長さになるものです。大きな分類で言うと、中細形銅剣という種類になるのですが、中細形銅剣も長さや厚みでいくつかに細分されておりまして、大体40センチぐらいあるタイプは福岡平野では初ということになります。銅剣と把頭飾の間はちょっと間隔が狭くなっておりませんが、ここに本来は柄の部分があって、その下にこういった把頭飾があります。甕棺が埋まっていた環境は水がすぐたまるような環境でしたので、二つの青銅器はこのようにさびてボロボロになってしまっております。

こちらをよく分析しますと、このあたりはよく見ていただいたら分かりますが、格子目のような付着物があることが分かります。細かい格子のようなもので、これは布の痕跡で、おそらくこれを副葬する時には鞘には収めずに絹などの布に巻いて副葬していたということが分かっております。

こちらもちょうと見にくいですが、青銅製把頭飾の付け根の部分になりますが、そこには糸の痕跡がございます。つまり、木製の柄と結びつけた、緊縛するためのものです。

後は、銅剣の下の部分がちょっと張り出しているのが分かるかと思いますが、この部分については、ハバキと呼ばれる刀の身の部分と柄の部分の境にある、よく刀だったら金色の支えみたいなもの、そういった部分の痕跡ではないかと思えます。

おそらく、木製だったと思うので無くなっているのですが、さびと一緒に痕跡として見る事ができます。銅剣の表面に残るかさぶた状になっているところが、おそらく全て絹が張り付いていた部分だと思えます。

また、所々に水銀朱がついております。ここの赤い部分になります。こういった水銀朱ですけれども、これは研究者の中では、おそらく秦の始皇帝が有名ですけれども、不老長寿の薬として水銀を飲んでいましたので、そういった役割もあったのではないかと考えられています。当時の身分の高い人はとても水銀朱を好み、ピンクの粉みたいになりますが、それを頭などにまぶしたり、塗ったりしていました。

一応青銅器に関してはこういった説明になってきますが、何かお尋ねはありますでしょうか。

○魚屋委員

この剣の形というのは、ここから広がって行って細くなるのでしょうか。

○井上文化財課主査

こちらが切っ先になります。剣というのは元々切る道具ではなくて刺す道具ですので、刃自体は基本的にはここからここまでです。半分ここから飾りがあって、ここに実際の持ち手が付くような形です。

○魚屋委員

その持ち手のところは木製とおっしゃいましたが。

○井上文化財課主査

木製だと思います。腐って無くなっています。ちょうどこういった感じになると思います。

○安本委員

この布のついていない部分が本体ですか。

○井上文化財課主査

緑がかった黒い色が本来の色です。復元図は黄色にしていますが、元々は金色とかきれいな10円玉に近いような色を青銅器はしておりまして、それが経年変化でさびて、こういった緑色に、正に青銅器というような色ですけれども、そういうふうになってまいります。

○染原委員

ここが把頭飾ですか。

○井上文化財課主査

図の一番下のところです。ここが把頭飾というもので、把頭飾をなぜ付けるかという、どうしても銅剣を柄に付けるとバランスが悪いので、バランスを取るためにこちら側に重たいものを付けて安定させると言われています。

○谷委員

銅剣は祭祀用ですか。実用ですか。

○井上文化財課主査

おそらく実用でいいのではないかと思います。例えば、実はこの中央部やや下のえぐれた部分なのですが、どうも最初から欠けていたような感じでした。破片が甕棺の中から出ていないのと、この割れた面が古いのです。そういったことから、やはり実用に使っていて破損して、それをまた再加工してというふうに考えております。

○染原委員

柄は木製でもう無くなっているのですね。

○井上文化財課主査

そうです。

○魚屋委員

銅剣の入っている甕棺というのは、結構力のある人の甕棺ですか。

○井上文化財課主査

特にこれが紀元前の2世紀代の甕棺になってくるのですが、その頃というのはほとんど鏡もない時代です。そこに銅剣1本ですがあったのは、かなりランクの高い人で、これから約150年後には王と呼ばれるような人が出現するのですが、おそらく王の御先祖、王族と言っていますけれども、そういった方のお墓になるのではないかなとは思っています。

○安本委員

九州では初めてですか。

○井上文化財課主査

初めてではないです。銅剣はいろいろと出ているのですが、もっと短いものが多く、こういう型式の銅剣は、佐賀平野では割と見つかりました。後は宗像平野とか。ただ、福岡平野はないので、なぜないのだろうかと言われていましたが、今回見つかりました。たまたまかもしれませんが、このタイプの銅剣とセットで、青銅製把頭飾が伴うことが多いので、何かそういう組み合わせとかがあったのではないかと思っています。

○扇教育長

佐賀平野とかで出てきたものは、似たような形状をしているのですか。

○井上文化財課主査

そうです。似ています。もちろんそっくりというわけではないですけども、やはり幅とか厚みとか長さとかで分布図を作っていくとそこに一つの塊ができます。

○扇教育長

つながりがあるんですね。

○井上文化財課主査

こちらから配付していったのかなと思っています。

○扇教育長

これが出てきたのは住宅地の近くですか。

○井上文化財課主査

史跡として買い上げて更地になっています。元々は病院があったところなので、甕棺を埋める墓穴の一部は浄化槽か何かがあって壊されていました。たまたま、甕棺の部分はきれいに残っていました。

○扇教育長

他にも埋まっているのではないですか。

○井上文化財課主査

間違いなく埋まっています。上面だけで観察して、上面確認でこれの墓穴を見つけたのですが、その時にとっても大きなものだったので、何とか掘れないか研究して、空いた穴を確認してみたら甕棺が見えたので、それで調査をしました。

○高田文化財課長

それでは、甕棺の説明のために上の収蔵庫に移動をお願いします。

(出席者移動)

○井上文化財課主査

今回、青銅器の他に提案させていただいたのが2点ありまして、それがこの甕棺になります。青銅器はこの中に入っておりますけれども、他にも甕棺はたくさんあるじゃないかと言われるかもしれませんが、実は青銅器自体では時期というものを決めにくく、甕棺で青銅器の時期を決めることがほとんどです。この甕棺の特徴は例えばここに私達が突帯というひも状の物が貼り付けてあったり、口の形であったり、こういうもので大体今から2,150年前ぐらいの物と分かります。

そういったことから、やはり青銅器自体の価値を上げるものと申しますか、それとちょうどこの辺で遺跡がたくさん出はじめるのがこの甕棺の時期になってきます。そういった理由も併せて甕棺を指定に上げさせていただいております。

甕棺も観察すれば面白いことが分かります。色ははげてしまっていますが、色の濃いところがございます。これは出土した時にはもっと赤かったようです。それが段々とやはり風化というか空気に触れて、くすんだ色になりました。

ちなみに、隣に置いてある甕棺はちょっと大きいのと丸みが出てくるのが分かると思います。よく見たら口の下側にもひも状の帯があったり、指定候補の甕棺にはないです。指定候補甕棺中位の粘土の帯は、断面三角形の帯が2本ですが、隣に置いてある甕棺は断面コの字になっています。これが大体紀元前後ぐらいで、王墓と同じ時期の甕棺ですけれど

も、こういった違いで私達は時期を決めていきます。

以上になりますが、何かありますでしょうか。

○魚屋委員

どちらが上か分かりませんが、これがくつつくような形ですか。

○井上文化財課主査

こちらが上で、こちらが下になってきます。やはり、身分が下がる方の甕棺は小さかったり、こういった鉢と我々は言っていますけれども、これをふたとして乗せたりするのですが、やはり偉い方は甕と甕を合わせている例とかが多いみたいです。

○魚屋委員

合わせる時は何か接着剤みたいなものがあるのですか。

○井上文化財課主査

接着剤はないですけれども、ただ、目張りと申しますか、合わせた部分には白色粘土で固めています。水が入らないためなのか、宗教的な意味合いがあったのか分かりませんが、そういうもので封がしてあります。以上になります。よろしければ、また下の方に移動をお願いします。

(出席者移動)

○高田文化財課長

以上で、説明を終わりますが、これらの出土遺物につきましては、本日、指定が決定いたしましたら、来年度に入りまして5月1日から1か月間、市指定化記念トピック展として、こちらの資料館の企画展示室で市民の皆様に広く公開する予定としております。議案についての説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○谷委員

同じようなパターンの甕棺墓や剣というのは、たくさん出ているのではないですか。これが古いから指定するのですか。後はこの形が、この形で重要文化財にできるのかというところで、もうちょっと整っていないと駄目なのではないですか。

○井上文化財課主査

そもそも、甕棺に関しましては、例えば西出張所の北側に昔甕棺墓群がありまして、そこで我々の先輩方が500基ほど甕棺を掘っております。その中で、青銅器が出たのは1点もございません。やはり、特別な人が青銅器を持っていたということです。

市内でも、銅剣が10本前後出ていますけれども、その中でもちゃんとした発掘調査で出た銅剣というのは数本になってきます。

先ほど委員が言われましたように、やはり時期が違いまして、この甕棺の青銅器に関しては初期の段階の物であることや、福岡平野でこの型式が初出土ということから、やはり学術的に価値のある物というふうに判定をいたしました。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第23号議案、春日市指定文化財の指定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第23号議案、春日市指定文化財の指定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第24号議案 春日市のぼり窯体験広場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第24号議案、春日市のぼり窯体験広場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○高田文化財課長

4ページをお開きください。第24号議案、春日市のぼり窯体験広場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

まず、提案理由です。のぼり窯体験広場の見学について、令和3年4月1日から土曜日及び日曜日を除く開館日の見学を事前申込みとすることに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

まず、規則の改正の説明に入ります前に、今一度のぼり窯体験広場の概要を説明いたします。今日お配りしておりますA3横の資料を御覧ください。これは、「なるほど春日の

文化財」のページの抜粋になります。

のぼり窯体験広場の場所は白水ヶ丘地区、ここの地図に示していますとおり、白水小学校に隣接しております。のぼり窯体験広場には、のぼり窯跡が発掘当時のまま保存、展示されているウトグチ瓦窯展示館と、焼き物づくりが体験できる体験広場がございます。

平成2年の建設から30年以上が経過しておりまして、平成17年に県の指定史跡の指定を受けた史跡であります。

なお、施設情報の真ん中に休館日を記載しておりますが、逆に言えば、開館日は土日及び祝日を除く平日の火曜日から金曜日までということになります。

今回の改正の主な内容は、この開館日のうち、同施設の見学につきまして、土日については現行のまま開館時間中であれば随時見学とする一方で、火曜日から金曜日につきましては令和3年4月1日から事前申込制とするため、関連条文を追加しようとするものです。

それでは、規則につきまして新旧対照表により説明をいたします。6ページをお開きください。

まず、第2条は、今回の改正に併せた文言整理であります。

次に、第3条、現行の職員については、現在受付窓口については業務委託を行っておりますので、実態に即しまして改正後は同条を削除といたしております。

次に、第4条の休館日については、第3条の削除に伴い第3条とするとともに、現行規定にある5月4日はみどりの日なので、第4条第3号は略になっておりますが、休館日と規定しております祝日に含まれるため、同条第4号から削除いたしました。

次に、現行第5条について、改正後は第4条とし、新たに1号と2号を新設しております。1号は、土曜日と日曜日については午前9時から午後4時30分までとする規定としております。これは現行の開館時間のままでございます。

2号の規定におきまして、土日以外の日、すなわち、火曜日から金曜日については、第5条の規定による見学に必要な時間としている条文が新たに規定化された箇所です。

そこで、7ページの第5条の条文ですが、土日以外の日、火曜日から金曜日までについては、事前に見学の申込みをしていただいてから、見学していただく条文を追加しております。

次に、第6条は、今回の改正に併せて体験広場の使用申請の文言を整理したものです。これが、改正内容の説明になります。

次に、火曜日から金曜日までの見学を事前受付に変更するに至りました経緯、背景について説明いたします。

土日以外の利用の多くは、主に小学校の見学対応や団体利用であることから、現在も事前の申込みがなされていること、加えまして、現在はコロナ禍の影響から事前に開館状況をお尋ねの上、来館される事例が増えており、その際に現地での解説を求められることから、職員が現地で解説対応を行っている状況です。

このため、効率的かつ効果的な管理運営を目指しまして、常駐する必要性が低い平日の

見学については、事前申込み制による随時対応とすることにしたものです。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

審議ではないですけれども、7ページの第7条ですけれども、「委員会は前条の申請に基づき、使用を許可したときは、前条第2項の場合を除き、」とありますが、第2項は略になっているから、いらぬのではないですか。第2項はないですよ。

○今福学校教育課長

略と書いてあるのは、変わっていないものは表記を略しているだけなので。

○安本委員

あることはあるのですか。

○今福学校教育課長

あるのはあります。削除ではないのであります。変わっていないから記載を省略しているだけです。

○安本委員

そういうことですか。文章はあるのですか。

○今福学校教育課長

はい。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第24号議案、春日市のぼり窯体験広場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第24号議案、春日市のぼり窯体験広場管理運営規則

の一部を改正する規則の制定については、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第25号議案 春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱の制定について

○扇教育長

第25号議案、春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○高田文化財課長

8ページをお開きください。第25号議案、春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱の制定について説明いたします。

提案理由です。春日市における文化財の普及啓発等を図るため、春日市奴国の丘歴史資料館に名誉館長を設置する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、設置要綱により説明いたします。9ページを御覧ください。

第1条は目的といたしまして、春日市における文化財の普及啓発等を図るため、第2条第1項により名誉館長を置くことができるとしております。第2条第2項により、文化財に関する豊かな経験と知識を有する者のうちから教育委員会が依頼することとしております。

このことにより、第2条第3項の規定のとおり、名誉館長は、非常勤特別職としての身分を有しないものとしております。

次に、第3条の規定により、名誉館長の職務は、本市文化財の普及啓発等について必要に応じて委員会に対して助言協力を行うこととしております。

具体的に現時点で検討しております取組といたしましては、市民向け講演会や職員等に対します研修、特に須玖岡本遺跡の価値、魅力の向上に必要な学会やマスコミ等へのPR活動、文化財技師の育成指導などがございます。

依頼期間は第4条の条文のとおり2年以内としております。

また、令和3年度の当初予算案に名誉館長として活動いただく謝礼金として10万円を計上いたしているところでございます。

なお、本日、本会におきまして御承認をいただきましたら、本日資料をお配りしておりますA4版の「理想は文化財と住民の“共住・共生” 武末純一さん」ということで、こちらは平成29年12月15日号の市報で文化財の特集を行った時に取材をさせていただきましたが、福岡大学名誉教授武末純一先生に対しまして名誉館長依頼の御承諾をいただく手続に入りまして、3月中に依頼状の交付式を行いたいと考えております。武末純一先生は現在福岡大学の名誉教授でございまして、春日市文化財専門委員をこの任期満了となりますと10年専門委員を務めていただいております、春日市の文化財に対し広く御理

解いただいておりますとともに、学会におきましても非常に発信力のある先生でございます。

資料館に入りまして、本日展示しております権につきましても、きっかけは武末先生の権に関します研究発表が、新聞報道が行われまして、このような形でマスコミで大きく取り上げられたところでございます。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第25号議案、春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第25号議案、春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱の制定については、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第26号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第26号議案、春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○藤井教務課長

それでは、議案書の10ページをお開きください。第26号議案、春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の策定に伴い、教育職員の時間外在校等時間の上限に関し、所要の規定の整備を図る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

公立学校に勤務する教育職員に対する時間外勤務命令につきましては、現状、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるものに限定されているところではありますが、公務として行われる業務は時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であり、勤務時間管理の対象とすべきものでございます。

国においては、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督

する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を策定し、各都道府県や市町村については教育職員の時間外在校等時間の上限に関して、教育委員会規則等に定めることとしています。

これを受けまして、本市におきましても教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限に関して、学校管理運営規則に定めることとしたところでございます。今回定める時間外在校等時間の上限を超えることのないよう、各学校において業務の見直しや改善を図っていくように徹底してまいります。

ただいま説明させていただきました分は、こちらの新旧対照表を13ページにつけさせていただいておりますが、13ページから14ページにかけて、1か月当たり、また1年当たりのそれぞれの上限時間を定めさせていただいているところでございます。

現在も各学校の先生方の勤務時間はやはりそれぞれの先生方によってかなり長い先生もいらっしゃいますので、その部分についてはこちらの方で把握できている範囲を校長先生等を通じて、しっかりとできるだけ時間を軽減して業務に対応していただけるような形では、指導を図っているところでございます。以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

11ページの改正する規則で、第27条の2の第1項がおそらく通常の業務時間の時間外で、第2項が通常予見することのできない業務量の状態で、さらに第3項は大規模災害です。順番に規定されていて、第2項の通常予見することのできない業務量の大幅な増加とは、具体的にどういうことを想定されているのかということと、一時的又は突発的とありますが、その一時的、突発的というのが予見することができないので1年続くのかどうか分からない。一時的、突発的だったら、1年想定、そういう時間もあるかもしれないですが、その100時間にした理由というのは。

厚生労働省が出している過労死ラインが、おそらく100時間超えるとブラック企業だと言われるような状況で、80時間が限界ではないのかなと当初言っていたような気がするのですが、うろ覚えだったら申し訳ないですが、100時間に設定した理由は具体的に考えられたのでしょうか。

○藤井教務課長

まず、一時的、突発的で、予見できない部分として想定されるものについてのお尋ねですが、児童生徒の生命に関わるもの、また、緊急に対応する必要があるものなど、今後訴訟に関わる事案であるとか、対応を早急に対応しないことには子どもたちの命に関わる事案などを想定しており、対応に時間を要したとしても、まずは子どもたちの生命優先とい

う観点から、通常の勤務時間帯よりも長く勤務をする必要が生じるものとして、余分な時間設定をさせていただいているところでございます。

ただし、100時間と設定しているからといって、必ず100時間ギリギリまで一杯一杯までしなさいということではなく、可能な限り時間を抑えながら業務を行うことは常に考えているところでございますが、今申しましたように、どうしてもこの時間に捉われるがために、本来やるべきことを怠ることによって、様々な大きな事案が生じてくるのが想定される場合には、こちらの第2項を活用させていただきながら、対応していくという考えでございます。

この100時間という設定につきましても、様々な指針等を踏まえて設定しているところでございます。今、委員がおっしゃいましたように、いわゆるブラック企業としての時間が何時間以上かという部分もあるかと思いますが、基本的には通常予見できない場合ということで想定しておりますので、日常的通常の業務をこの通常予見できないものとして100時間に延ばすことがないように教育委員会としても監督していこうと考えております。

○安本委員

今、課長がおっしゃったように、予見することができないという判断は教育委員会がするのか、それとも校長先生がするのかとか、その予見できないというのはどこが判断するのかということが一つ気になりました。

○藤井教務課長

最終的な判断を行うのは、委員会になろうかと思いますが、判断するに当たりましては、学校現場の状況とまたその状況が今後どういったことに影響を与えるのかというのを確認を取った上で最終的に委員会の方で判断することになると思います。

○安本委員

分かりました。時間が決められているからといって、それを一杯使いなさいということではないということですね。

○扇教育長

どうしても数字を示したらそこに行きたがりますがそうではないということは間違いな
いです。

○染原委員

今の部分ですけれども、予見できないところというのは東日本大震災とかいろいろな災害時とか、子どもが行方不明になったのを探すとか、そういうことを含むということ

か。

○藤井教務課長

11 ページの一番下2行のところに、大規模災害等の部分については別途定めているところがございますが、今おっしゃったように、子どもが行方不明であるとか、自殺をほめかすような事案が生じた時には、本来は学校の放課後ということになれば、ご家庭であるとか警察の方が主体的に動くところであると思いますが、学校も一緒になって対応しているところがございます。

また、過去においては市内においても学校における不祥事等の対応、マスコミ対応や警察対応、裁判の対応等も行っており、そういった場合には多くの時間を費やす必要がありますので、このような事例も突発的な事案と捉えております。

○染原委員

確認ですけれども、本当に30年前に学校にいた時には、学校はブラック企業であると思っていました。結局、発表会とかいろいろな来客がある時は、平気で校長先生の意向が先に来て、12時まで職員が残っているいろいろな飾り付けをするのに結構いつまでもされていました。だから、そういうものは含まないということですよ。そういうものはなるべくなしにして計画的にということ。

○藤井教務課長

学校行事につきましては、年間のカリキュラムの中でどの時期に何があるというのが分かっておりますので、こういったものは突発的なものとは捉えていません。

併せて、現在各先生達は出勤する時、退勤する時にそれぞれ時刻が管理できるようになってはいますが、退勤時間を記録した後、残っておられる方がいらっしゃる状況も把握できております。学校は入る時と出る時に必ず警備をかけた後解除したりするのですが、最後に警備をセットしたのが何時かというのを確認することができますので、実際に先生が退勤のスイッチを押した時間との時間差がかなりある場合がありますので、退勤のスイッチを押した後も長く残っておられる先生がいらっしゃることは把握しております。

これについても、校長先生を通して、実際に一番最後に退勤した人の時間と学校の警備を開始した時間に差が生じている状況も学校にお伝えをして、そういったことがないようにしっかりと指導させていただいているところです。

○谷委員

各先生の個別のデータは市の方で把握しているのですか。明らかに多い人に対して、なぜ多いのですかという指導も個別に指導しているのですか。校長先生を通すのではなくて直接に。校長先生を通してしまうと、どうしてもなかなかうまくいかないと思うので、直

接、例えば警察官なども勤務時間が増えてくると専門医によるカウンセリングが入ります。それで時間管理ができるのであれば、明らかに多い人に対してはなぜかというのを個別に調査とかヒアリングをするというのはされていないですか。

○藤井教務課長

まず、基本的には校長先生を通して指導していただいています。それ以外の対応といたしましては、月の業務時間が多い先生方に対しては、例えば産業医の指導を促して、産業医に相談に来られる時に悩みであるとか、相談ごとを受けた場合にはそれを委員会で受けて、これを直接校長先生に話した方がいいのか、あるいは直接本人さんにいろいろとお話を伺いながら対応した方がいいのか、そういったことは確認させていただいております。

また、最近の事例としては、初任者であるとか、2年目、3年目の若年の先生方に、遅くまで残っておられたり、悩みを抱えている先生が多くいらっしゃいますので、個別にアンケートを取らせていただきました。個別のアンケートの中で、この先生は事情をお伺いして対応する必要があると考えられる場合などは、別途聞き取りとかさせていただいておりますので、基本的には校長先生を通してということがメインではありますけれども、それ以外にも様々な方法を工夫しながら対応はさせていただいているところです。

○扇教育長

補足しますと、本日校長会があります。私の方から資料を印刷しておりますので、普通でしたら、80時間以上をチェックしておりますけれども、1月分については60時間で指導しようかと思っております。随分と以前に比べましたら減りました。

○藤井教務課長

やはり、時間が管理できるようになったということと、教育長から直接校長先生に御指導いただいているのも大きいと思っております。

○魚屋委員

以前、ある学校でタイムカードか何か分かりませんが、その後に残らざるを得ない仕事が残っているから、12時まで残って仕事をされている方もいらっしゃいました。今そういうふうに戻りなさいということになれば、仕事を持って帰るような状態になるのかなというのはちょっと心配ではあります。

家に持って帰ってまで仕事をしなくてはならないような状態というのは、やはり考えられない。家に持って帰って仕事をしていいのか。その前にきちっと終わってまた次の日の授業の準備というのが、先生方にあつて欲しい姿だと思っております。

今はそういうことはないということですか。

○藤井教務課長

実際に、家に仕事を持って帰っておられる先生がいないかという、私はいると思っています。時間の管理の部分で見直しを図っているところですが、この時間の管理だけではなく、仕事の仕方という部分についても見直しが必要だと思っています。

例えば、先生方の多くは一から授業準備を作り上げていると感じます。例えば、小学校3年生の授業であれば、前任者の3年生の担任をした方が作っておられる様々な資料を使えば、新たに一から作らずとも、ある程度でき上がっているところにプラスアルファで先生がアレンジしていけばいいという部分もあろうかと思しますので、今既にある学校内で構築された様々な授業の準備に使えるものを有効に使っていただくことで、授業準備をする時間も軽減できると思いますし、家に持ち帰る仕事も減ってくると思います。単に早く帰ってほしいというのではなくて、仕事の仕方であるとか、授業の準備の仕方等についても、学校現場と一緒に工夫していく必要があるのかなと思っています。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第26号議案、春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第26号議案、春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(5) 第27号議案 「令和3年度エデュケーションかすが」の作成について

○扇教育長

第27号議案、「令和3年度エデュケーションかすが」の作成について、事務局から説明をお願いします。

○藤井教務課長

資料は、議案書の15ページからと、本日差し替え分をお配りしておりますが、別紙の令和3年度エデュケーションかすかのリーフレットのレイアウトの案でございます。

それでは、第27号議案、「令和3年度エデュケーションかすが」の作成についてでございます。

提案理由でございます。令和3年度の春日市の教育行政に係る施策及び事業の総合的及

び計画的な推進の指針とし、保護者、教職員及び自治会等に広く周知するためのリーフレットを作成するに当たり、教育に関する事務の管理及び執行の基本方針について決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

エデュケーションかすがの位置付けでございますが、5か年計画である春日市教育振興基本計画に基づく1年間の単年度計画として位置付けます。また、教育委員会のPDCAサイクルのPLAN、計画に位置付け、これに基づき事業を実施し、年度終了後に点検評価を行うものでございます。

1月22日開催の教育委員懇談会において、事前に委員の皆様から御意見をいただき、事務局で再度精査したものを今回議案として提出させていただいております。

17ページから令和3年度エデュケーションかすがの体系図及び達成度「4」の要件一覧表を掲載しておりますが、下線を引いた箇所が懇談会から変更した箇所でございます。

変更した箇所について、順次各課長から必要な部分について補足で説明をお願いします。

○今福学校教育課長

19ページをお開きください。学校教育課から変更点を説明いたします。

2、学校教育の充実、大項目〔1〕きめ細やかな指導体制の一層の充実、中項目（1）確かな学力の向上と課題解決力の育成、小項目①教職員の指導力向上のところですが、右から2番目の令和3年度の取組欄の一つ目の「◇小学校高学年教科担任制導入による授業改善の推進」について文言の修正がございます。「小学校への専科制の導入」としておりましたが、正確な表現として、「小学校高学年教科担任制導入」と改めております。

次に、小項目②基礎学力の定着の二つ目の「◇少人数学級編制による学力の定着」について、従前には、「小学校5年生、6年生、中学校1年生の」と記していましたが、現在、小学校1年生も少人数学級を実施しており、全体として学力の定着を図っているため、この部分を削っています。

次に、一つ下の「◆問題データベースの活用による学力の定着」について、既存の取組ですけれども追加しております。現在、東京書籍の問題データベースを使用しておりますが、児童生徒一人一台のタブレット型パソコンを整備しますので、このデータベースの活用を一層推し進めるものでございます。さらに、令和3年度からは同社のタブレットドリルの導入も計画しております。

次に、中項目（3）不登校児童生徒の支援の充実、小項目①不登校児童生徒の支援の充実で、取組欄の一番下の「◇小学校5年生、6年生、中学校1年生の35人学級編制、小学校高学年教科担任制による環境の変化等の軽減」について文言の修正がございます。より正確な表現として、「少人数学級編制」としていたものを「35人学級編制」と、「不安等」としていたものを「環境の変化等」に改めております。

次に、中項目（4）特別支援教育の充実の取組欄の一番下、「◆「わたしたちのことわかってくれる？」の活用による特別支援教育の理解の促進」について、既存の取組ですが

追加をしております。「わたしたちのことわかってくれる？」というのは、発達障がいについて分かりやすく解説した小冊子でございます。本年度改めて印刷したものを配付しておりますので、次年度その活用により、特別支援教育の理解の促進を図ってまいります。

次に、20ページをお開きください。

中項目（5）学校における働き方改革の推進の四つ目の「◆「春日市部活動指導の指針」に基づく適切な指導時間の徹底」について、既存の取組ですが新たに追加しております。これは、部活動の状況の報告を求めた上でこの指針に基づいて部活動の指導時間が年間を通じた中で適切となるよう徹底するものでございます。

次に、一つ下の「◇小学校高学年教科担任制導入による子どもと向き合う時間の確保」については、新規で追加をしております。不登校のところでも掲げていた教科担任制が、教材作りなど授業準備の時間が効率化できるという利点も有しています。この効率化により生まれた時間を子どもたちに向き合う時間に充てるものであります。

最後に、大項目〔2〕児童生徒の心と体づくりの推進、中項目（1）豊かな人間性の育成、小項目①豊かな人間性の育成の一番下、「◆社会規範意識を高める指導の推進」の達成度「4」の要件として、配付を予定している教材「これだけは身につけたい 礼儀・作法読本」の活用を新たに掲げております。学校教育課からは以上です。

○市場地域教育課主幹

21ページになります。3、多様な学びの支援、大項目〔2〕つながりを深める学びの環境づくり、中項目（2）地域の活動につながる学びの機会の提供の「◆まなびのきっかけをつくり、地域への関心を高める講座の開催」について、来年度の講座の内容に合わせて文言を修正しております。

次に、大項目〔3〕図書館活用の推進、中項目（1）市民図書館の充実、小項目③誰もが図書館サービスを受けられる環境整備の「◇Web版市民図書館の利用に関するアンケートの実施」について、アンケートの名称を「利用者アンケート」としておりましたが、利用者及び利用をしていない方にもアンケートを取りたいということで、文言を「市民図書館の利用に関するアンケート」ということに修正しております。

22ページの中項目（2）図書館活用による学びの支援、小項目③人がつながる本のあがる広場の達成度「4」の要件について、「市民図書館利用者満足度」としておりましたが、どういう要件になるかということで、「市民図書館利用者満足度の上昇」というのを追加しております。以上です。

○高田文化財課長

23ページになります。4、文化財の保存・活用、大項目〔2〕文化財の整備・活用、中項目（1）文化財への理解の促進、小項目②文化財等への関心を高める機会の提供の令和3年度の取組の欄の一番下に新規としてただいま議案で御承認をいただきました「◇奴

国の丘歴史資料館名誉館長の設置」を取組として記載しております。

達成度「4」の要件といたしましては、「名誉館長の諸活動を通じて、本市文化財のPRを促進する。」というふうに記載をいたしております。文化財課は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

19ページの「◆問題データベースの活用による学力の定着」で、先ほどタブレットドリルを使うというふうに説明がありました。その使い方、例えば放課後に子どもたちに貸し出して自由に使って問題を解いていいとか、例えば家庭学習で使いたいので家庭に持ち帰って使っていていいとか、そういう使い方は想定されているのか。授業中に使うというのは多分想定があると思いますが、どういう使い方をされますか。

○今福学校教育課長

基本的には個別学習で使うものになりますが、今のところタブレット端末を家に持ち帰るという想定はしておりませんので、基本的には学校の中で例えば朝の時間とか、放課後の補充学習で使うとか、そういった想定になっています。

当該ドリルというのが、基本問題と振り返り復習問題と発展問題で構成されていて、児童生徒が解いた瞬間に瞬時に採点がされます。そして、定着度が悪いと判断されれば復習問題の方へ、よく学習内容が定着していると判断されれば発展問題の方に誘導されるような仕組みになっています。

○安本委員

授業中にそれを段階的に使い方というのは、例えば算数とかできると思います。例えば、今おっしゃったように放課後とかに子どもを残して、タブレットを使って勉強したいといった場合に、子どもが放課後に使ってもいいような想定をされていますか。それはしないのですか。あくまでも授業時間中ということですか。

○今福学校教育課長

基本的にはその学校の放課までの中の間時間とかそういったことを使って行う想定です。授業の中でも個別学習の時間が取られると思いますので、そこは先生の裁量でできる部分かと思います。

○安本委員

あくまでも授業の補助教材での使い方というイメージですか。

○今福学校教育課長

今も紙のドリルを使っていると思いますが、それをタブレットに置き換えることを考えています。

○安本委員

例えば、私のイメージとすると、ICTが入ってきて紙で配付するのではなくて、端末を持って帰らなさいと。それで、国語も社会も理科も全部できるようになればいいというのが頭の中にあって、そういうことを将来的に想定されるのかなと。

○今福学校教育課長

将来的にはそういうことも出てくる可能性はあります。アカウントを配付しますので、当然学校で市の方から配付しているタブレットでなくても接続ができるはずなので。

○安本委員

自宅からできるのですか。

○今福学校教育課長

できるはずです。

○安本委員

今、新しいことを聞いたのでなるほどと思いました。そうしたら、紙のプリントとかドリルはいらなくなりますね。

○今福学校教育課長

将来的には可能性はあります。ただ、それも全員の家庭にそういう環境が整っていないと切り替えはできませんが、将来的にはそういう可能性はございます。

○扇教育長

長期休業中は持って帰らせようと思っています。平日は、重量の関係もありますので厳しいと思っています。

○安本委員

そういう計画があるということですね。

○扇教育長

実践しながら、またいい方法が当然出てくると思います。

○安本委員

自宅からアカウントをもらってできるというシステムだったら、それはいいです。

○今福学校教育課長

先生としても、児童生徒の取組状況が一目で分かります。誰がどれぐらい進んでいるか。それから全体的な学力の定着度も分かります。全体的に定着していなければ補充学習。個別に定着にばらつきがあれば個別指導というふうに、先生もすぐに作戦が立てられるので、非常に有効だと思います。

○安本委員

20ページの「◇小学校高学年教科担任制導入による子どもと向き合う時間の確保」について、教科担任をされた方の働き方というのはどういうふうになりますか。

つまり、例えばこれは高学年ですから5、6年生ですか。学校の校務分掌で例えば担任は持たないとか、担任を持って教科担任で他のクラスも回るのか。

○扇教育長

小学校はほとんどが担任で、担外が学校に小さな学校で1名とか、大きな学校でも3名程度しかいません。担任の先生が自分は国語で6年生を4クラス教えようとか、2組の先生が自分は理科で5、6年生全部見ますよとか、5、6年生の中で教科担任を入れ替えます。

○今福学校教育課長

分担担任です。

○扇教育長

まずは、そこから始めたいと考えています。ただ、教員の中にも心配な声もあるようです。自分はずっと理科のみを担当すると専門性がかなり出るかもしれないけれども、転勤して他の学校に行った時に算数がちょっと心配だとか、そういう声もあります。

ですから、自分達で話し合っ、今年はこれで行こうとか、前期と後期で分けるなど実践を通して改善していきたいと考えています。

○安本委員

結局、小学校による人員配置というのが非常に課題になる。偏ってはいけないですから。全科目されるのですか。

○扇教育長

基本的に小学校1種といえば、全教科という形です。

○染原委員

まず、国語を取ると、カリキュラム上国語は毎日あって、時間数も多いですから、非常にそれは難しい。だから、理科とか社会とか時数が少ない教科を各クラス持つとか、家庭科を持ってもらう先生もいるだろうし、美術とか、そういった感じで話し合っていたくことになるのではないかと。1週間に何時間か。

○扇教育長

おそらく国語は担任の先生がするという取り決めで、他を交換しましょうということになるだろうと思います。

○安本委員

負担が大変そうだと思う。

○染原委員

でも、理科とか持ってもらうとすごく助かります。理科の実験の準備とかが、やはりその先生をお願いをしていたら、担任を持っていたら、あたふたとしないといけない。その場所でその先生がしてくれるということだったら、安心して任せられるので、それはいい制度だと思います。

○安本委員

小学校は、主専と副専で主専が算数で副専が他の教科とかそういった免許状がなかったですか。

○扇教育長

今は小1種で統一です。

○安本委員

オールマイティでやりなさいということですね。

○扇教育長

ただ、国の施策として近い将来小学校の教科担任制というのを出してくれていますので、免許状を小学校も中学校も一緒の免許にしようという方向もあるようです。

○安本委員

そうなると、やりやすくなりますね。

○染原委員

I C Tのことで、I C Tはタブレットとかパソコンもいろいろと出てきているのですが、教室に行きましたらすごく教室が手狭になってしまっているのを、教室の中も今、身体的な距離の確保で特に机を離しているせいもあるかもしれないですけども、39人のクラスがあつたりすると、子どもたちが交わる場所がなかったりします。

要するに、そのために要らないものを教室から少し抜けてもいいかなと思います。私が行ったところでは、オルガンがほとんど使われていなくて、オルガンが横に置いてあるのですが、I C Tを収納するボックスが前に置いてあって、オルガンは物置のようになっていような状態もあるので、一度教室の整理を教育委員会でも見ていただいて。

○扇教育長

5人で見にいきましょうか。

○染原委員

先生達も大変です。

○今福学校教育課長

オルガンは今買わないようにしています。場所を取るオルガンではなく、キーボードを買うようにしています。

○染原委員

今はもうC Dでもいいのかなと思いますが、オルガンが好きな子は休み時間に弾くのを楽しみにしていますけれども、何せ教室が手狭だというのをすごく感じました。

○神田教育部長

一点だけ訂正で、19ページの「35人学級編制」というのは「35人以下学級編制」ということで、「以下」が漏れておりましたので付け加えさせていただきます。35人学級編制だと35人で固定になってしまうので、35人以下に文言の訂正をさせていただきます。

○扇教育長

併せて、このエデュケーションかすがは再度我々の方で見直しまして、非常に分かりや

すいように、言葉の統一とか細かいところはこちらに一任させていただいて、よろしいでしょうか。

○谷委員

文化財課のところで、瓦づくり体験の写真がありますが、これは合っていますか。これが瓦づくりの体験の写真ですか。

○高田文化財課長

再度確認させていただきます。

○扇教育長

それも含めまして、第27号議案、「令和3年度エデュケーションかすが」の作成について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第27号議案、「令和3年度エデュケーションかすが」の作成について、全員賛成をもって可決いたしました。

(6) 第28号議案 学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第28号議案、学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

それでは、第28号議案、学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について、説明をいたします。本日追加で配付した議案書を御覧ください。

まず、提案理由でございます。学校配当予算において、学校長等が執行できる節ごとの歳出予算、いわゆる支出負担行為や支出命令などに係る金額の上限を引き上げ、職員に相当する権限に改める必要があるため、所要の規定の整備を図るものでございます。

追加配付議案の7ページ、別紙資料を御覧ください。今回の改正の理由としましては、本市では平成14年に教育委員会事務局の政策形成機能の向上と学校の自律化に向けた改

革の一つとして、他自治体に先駆けまして、学校への予算執行権の委任を行っております。

従来、教育委員会事務局が全て行っていた学校関連予算の執行権限の一部を委任することにより、全小中学校の伝票を主に学校で処理することとなり、学校のコスト意識の高まりと教育委員会事務局での提携業務のスリム化による政策形成機能の強化につながったものでございます。

その後、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、共同学校事務室の制度化が図られております。学校事務職員は、より権限と責任を持って学校の事務をつかさどり、自律的な学校経営に参画することが求められました。

本市におきましても、令和2年4月に共同学校事務室を設置いたしましたが、近隣他市のこの事務室の運営状況を調べたところ、市職員に相当する権限で財務事務を遂行しているところがあることが分かりました。

そこで、より自律的な学校経営の一翼を担うことができるよう、学校が執行できる歳出予算の節ごとの金額の上限を引き上げようとするものです。

具体的には、別紙資料の表題にあるように、2点の改正を行っております。

1点目については、学校が自ら行う予算執行、つまり、支出負担行為、支出命令及び検査に関し、現行のところに掲げております金額、これは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約ができる金額でございますが、これを改正後のところに掲げる金額、こちらは課長級の職員が専決できる金額の上限です。こちらの金額まで引き上げようとするものでございます。

また、2点目については、資料の8ページの表を御覧ください。この表のとおり、支出負担行為、支出命令の専決の権限の区分を明確にしております。具体的には学校長は課長等に相当する権限、副校長、教頭及び共同学校事務室長は係長に相当する権限としております。

具体的な規定の改正については、4ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条ですけれども、先ほど説明した改正点の1点目になります。現行のところ、学校が執行できる現行の予算の上限額を定める現行第2条の各号の規定を削っております。そして、6ページになりますけれども、課長等が執行できる予算の上限額を掲げた別表に改めております。

改正の2点目については、新設の第2条第2項がございます。学校長、副校長、教頭、共同学校事務室長の予算執行に係る専決の区分について、市長事務部局の専決の区分を定める春日市事務決裁規程別表3の規定の例によるものとして、明確にしたものでございます。

これだけでは分かりにくいので別紙資料を作りまして、対照にして説明させていただきました。その他、今回の改正に併せまして、文言等の修正を行っているものです。説明は以上になります。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

7ページの別紙資料で、支出負担行為、支出命令、検査というふうに、表に書いてあります。支出負担行為とか支出命令というのが、8ページの表で専決区分を明確にしたということで、学校長又は共同学校事務室の設置校の校長の欄に支出命令のところに何も書いてなくて、副校長、教頭又は共同学校事務室の室長のところに支出命令で全額とあります。これは、どういうふうに見たらいいですか。

○今福学校教育課長

8ページの表ですけれども、支出命令については全額が、副校長、教頭又は共同学校事務室の室長で執行ができるという内容になっています。だから、校長が専決する必要はない、そこで完結するという内容になっています。

○安本委員

一応、校長先生も認可ではないですけれども、許可などの確認はするわけですね。

○今福学校教育課長

支出命令については、確認はしないです。

○神田教育部長

8ページの表で、支出負担行為と支出命令と書いていますが、支出負担行為というのはこういうものを買ってよいかという事前伺いになりますので、例えば、食料費でいえば、5万円以下については全て副校長以下でできるけれども、5万円を超えるものを買ってよいかという支出負担行為という事前手続は学校長が判断を下した上で、そして、物を買った後の支払の支出命令は副校長、教頭でよい。

ですから、支出負担行為が左右で金額が学校長の方が大きいですが、そういう意味では重要なもの、金額が大きいものについては学校長がしっかりと買っていいですという決定をしてくださいと。その決定が下りれば、払う時の手続は全部副校長、教頭でよいと。

支出負担行為の副校長、教頭の欄は、金額の多寡で権限を分けているというのがこの表の見方です。

○今福学校教育課長

お金を支払う場合は、地方自治法に基づいて検査確認をしなければならないことになっています。この検査確認を行う者は、支出負担行為の決裁権者ですので、例えば、100

万円の委託料を払うということになった場合は、支出命令は教頭先生とかが行いますけれども、検査確認はちゃんと校長がしているという形になりますので、そこはしっかりと担保されていると思います。

○谷委員

ちなみに、使用料や賃借料というのは、各学校ではどのようなものがありますか。

○今福学校教育課長

細かいものでいきますと、タクシーの借上料とかありますし、コピー機の賃借料であるとか、印刷機の賃借料とかそういったものが学校で使うものになります。

○谷委員

インターネットなどは。

○今福学校教育課長

インターネット回線の使用料は、学校配当予算にしていますが、あれは役務費になります。これは学校配当予算にしていけないです。

○谷委員

各学校がどれぐらい毎日これを執行しているというのは、データが全部あるのですか。

○今福学校教育課長

ございます。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第28号議案、学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第28号議案、学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

私から2点報告があります。

先ほど、エデュケーションかすがでもありました内容で、緩やかな学級編制と教科担任制の導入ということで、今日、小学校の保護者には文書あるいはメール等で配信をいたします。

導入の背景はそこに書いてあるとおりでありますが、簡単に申しますと、小学校5年生は今までは40人以下、6年生は30人以下、中学校1年生は40人以下とちょっと凸凹があつて、中1で不登校というのが非常に多かった実態があります。そこを連結して35人で統一しようというのが、大きな考えです。

ですから、子どもたちにとってはスムーズにいくのではないかと考えています。学級規模の平準化による学びや活動の安定化、それと中1ギャップの緩和。

なお、小学校3年生や4年生は国の方針で、国は3年度は2年生に入っていますが、福岡県は入っていますので、4年度に小学校3年生、5年度に小学校4年生が小学校35人以下になってまいります。ですから、令和5年度になりますと、春日市は全部35人以下、他市に先駆けて全部35人以下になります。おまけに中学校1年生までなるということです。

なお、中学校1年に関しては、前回もお話しましたように学校の努力でやりますということです。中学校の先生方にちょっと負担がかかるかもしれませんが、子どもたちのために頑張りますということでございます。

小学校高学年の教科担任制については、先ほど言いましたように、国の方が教科担任制というのを打ち出していますので、一応、高学年の中で教科の分担をしながら教科担任制という形を取っています。

中学校で全部教科担任制になりますので、それに対する子どもたちの適応力、順応力を高めることが一つと、小学校の担任の授業準備の効率化による子どもと接する時間の確保、それから一人の子どもを複数の、4人から5人の先生で見るということで、子どもたちの良さの発見の広がりにつながるということが大きな内容でございます。

これについては、明日の定例記者会見の中でも発表することにしていきます。

もう一つの方ですが、緊急事態宣言が再度発出された中での部活動の在り方ということで、1月14日からは朝練はしない、土日の練習も中止という形でしておりました。これは3年生の受験期、私立から公立の推薦についてきちんと3年生に受験を迎えてもらうということで、1、2年生が部活動を密になって、そこで感染が広がったら3年生にとって非常に良くないということで、1、2年生が3年生の受験期を大切にしたいという思いが

背景にあつてそういうふうにしております。

一応、私立入試の専願、一般入試、それから公立の推薦入試まで終わりましたので、今週の土日からどちらか1日3時間以内でということで、2月の第4週まで活動時間を増やします。3月に入りますと、公立の一般入試がありますので、そこで1週間見合わせて3年生をしっかりと送り出そうということになっております。

1、2年生についても、全部自粛で締めるよりも段階を追って、少し土日の半日どちらかを使っていいと、また、3年生のために少し自粛しましょうと、メリハリをつけることで活動意欲が高まるのではないかとということも背景にございます。

これについては、中学校の校長会とも十分に了解を取っておりまして、保護者の方にも各学校から通知をしています。

(2) 教育委員報告 なし

(3) 事務局報告

○扇教育長

事務局から何か報告事項がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

先ほど、第27号議案のエデュケーションかすがのところで、谷委員から御質問がありました写真ですが、私が実際に見たことがないので伝聞ですけれども、これは桶巻きづくりという瓦づくりの体験だそうです。これを作った後、巻いたものを切って瓦のアールの形を作っていくそうで、キャプションは検討の余地があると思いますが、瓦づくりということでございます。

○今福学校教育課長

1月の定例教育委員会議でお諮りしました第20号議案についてでございます。財産の取得で教師用の指導書の購入で、購入額が確定していなかったもので、仮の金額で上げさせていただいておりましたが、第1回目の発注金額が固まりましたので御報告いたします。32,693,320円に固まりましたので御報告いたします。以上です。

○藤井教務課長

令和3年度の小中学校の入学式に関する御案内でございますが、卒業式同様にこの入学式につきましても、市教育委員会の教育委員、また事務局職員についても、それぞれ出席は控えるという形で調整を図っているところでございますので、今回の卒業式、入学式ま

では参加はないという形です。

○扇教育長

今の報告に補足します。入学案内通知書に保護者1名の参加としておりましたけれども、保護者2名以内としております。特に、小学校1年生の入学式に関しては御夫婦でどうぞということで、学校としては万全の感染対策をしていこうということで、入学式の保護者は2名以内としております。

○三丸地域教育課長

お手元に資料等はございませんが報告いたします。須玖小学校が今回、令和2年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受けております。令和3年1月下旬に公表となり、文科省のホームページの方には掲載されております。

昨年度、春日小学校が受賞しました。そして、今年須玖小学校ということで、春日市が2年連続で表彰されております。

今月25日にオンラインでの授賞式が行われます。そちらには須玖小学校の校長先生、地域コーディネーターの方がオンラインで出席をされます。

審査のポイントですけれども、審査員の方々のコメントから御紹介します。PTA役員が退任後に自治会役員や地域での活動の担い手になることが多く、人材の好循環が多数見受けられるということが1点です。こちらは学校を核とした取組が地域の活性化につながっているということで評価をいただいております。

また、児童が学校の外で行う活動が多く、活動が地域の日常に取り込まれているということで、子どもたちが地域の大人達に褒められ、有用感、自尊感情を高めることにつながっているというのも評価されている点です。

地域全体で子どもを見守り、はぐくむ細やかで豊かな実践が見受けられ、歩みのネットワークが確立しているモデルと言えるというふうに評価をいただいているところです。以上です。

(4) 主要行事報告 なし

【第5 調整事項】

(1) 3月定例教育委員会議の日程について

令和3年3月26日（金） 午前9時 決定

(2) 3月臨時教育委員会議の日程について

令和3年3月24日(水) 午後4時30分 決定

(3) 4月定例教育委員会議の日程について

令和3年4月16日(金) 午前9時 予定

午前10時34分 閉会